求人・求職賃金情報：職種別（常用）

ハローワークさがえ

令和5年10月～令和5年12月

公表日：6年1月30日以降

職業分類	求人賃金		求職賃金
	上限	下限	
職業計	242,198	187,062	196,000
管理的職業	320,047	256,333	290,000
専門的・技術的職業	272,426	205,695	203,922
開発技術者	292,167	177,167	195,000
製造技術者	254,857	196,286	260,000
建築・土木技術者等	354,721	234,455	300,000
情報処理・通信技術者	283,333	193,333	200,000
その他の技術者	250,000	180,000	200,000
医師・薬剤師等	305,550	231,000	
保健師・助産師等	263,368	212,845	222,500
医療技術者	246,692	204,558	201,667
その他の保健医療	211,000	200,500	193,333
社会福祉の専門的職業	227,535	190,695	171,818
美術家・デザイナー等	180,000	160,000	170,000
その他の専門的職業	224,513	178,388	201,111
事務的職業	206,767	169,326	219,140
一般事務員	206,704	168,491	220,119
会計事務員	216,350	174,683	
生産関連事務員	207,422	172,395	206,667
営業・販売関連事務員	190,751	157,410	216,667
外勤事務員	303,000	201,000	
運輸・郵便事務	217,333	194,000	
事務用機器操作の職業			
販売の職業	253,194	191,015	180,909
商品販売の職業	200,857	171,827	163,158
販売類似の職業			
営業の職業	331,700	219,796	205,000
サービスの職業	213,919	173,027	176,909
家庭生活支援サービス			
介護サービスの職業	213,492	171,097	175,789
保健医療サービス	210,000	144,000	170,000
生活衛生サービス	205,123	177,197	180,000
飲食物調理の職業	213,425	177,552	178,235
接客・給仕の職業	243,333	193,917	176,667
居住施設・ビルの管理			150,000
その他のサービス職	156,016	149,091	184,000

職業分類	求人賃金		求職賃金
	上限	下限	
保安の職業			
農林漁業の職業	248,000	185,000	180,000
生産工程の職業	225,729	173,869	189,820
生産設備（金属）			270,000
生産設備（金属除く）	240,000	168,500	215,714
生産設備（機械）			200,000
金属材料製造等	250,217	176,810	201,364
製品製造・加工処理	202,882	169,945	175,000
機械組立の職業	205,844	166,828	178,000
機械整備・修理の職業	271,383	184,501	153,333
製品検査（金属）			190,000
製品検査（金属除く）	232,500	172,500	167,500
機械検査の職業	160,538	160,538	200,000
生産関連・生産類似	255,343	186,171	200,000
輸送・機械運転の職業	251,788	200,172	200,000
自動車運転の職業	244,352	200,272	208,571
その他の輸送の職業	217,509	182,843	187,143
定置・建設機械運転	283,288	204,196	182,000
建設・採掘の職業	281,202	195,940	219,333
建設躯体工事の職業	308,713	206,010	
建設の職業	289,210	191,720	234,286
電気工事の職業	280,889	189,444	160,000
土木の職業	272,456	196,531	221,667
採掘の職業			
運搬・清掃等の職業	228,581	187,976	175,714
運搬の職業	234,373	193,685	183,793
清掃の職業	276,400	164,400	146,000
包装の職業	148,229	146,146	153333
その他の運搬等の職業	213,057	182,200	174,167

※求人賃金は、基本給＋固定的手当（資格・住宅・役職等）を集計しています。
※期間中に受理した新規求人の上限の平均賃金と、下限の平均賃金及び求職者の希望平均賃金となります。
※職種によっては求人件数が少ないため、上限・下限の差がないものもありますのでご留意ください。